

■ 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った分、または給与や年金から天引きされた分を記入してください。ただし、年金から天引きされた分は本人のみが記入できます。																																																
⑮生命保険料控除	令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等があるときは、次の算式により控除されます。 (1) 新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)に係る控除 <table><tr><th>支払った保険料の区分</th><th>支払った保険料の金額</th><th>保険料控除額</th></tr><tr><td>一般の生命保険料</td><td>～ 12,000 円</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td>介護医療保険料</td><td>12,001 円 ～ 32,000 円</td><td>支払った保険料の合計額×1/2+6,000円</td></tr><tr><td></td><td>32,001 円 ～ 56,000 円</td><td>支払った保険料の合計額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>個人年金保険料</td><td>56,001 円 ～</td><td>28,000 円</td></tr></table> ※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。 (2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除 <table><tr><th>支払った保険料の区分</th><th>支払った保険料の金額</th><th>保険料控除額</th></tr><tr><td>一般の生命保険料</td><td>～ 15,000 円</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td>個人年金保険料</td><td>15,001 円 ～ 40,000 円</td><td>支払った保険料の合計額×1/2+7,500円</td></tr><tr><td></td><td>40,001 円 ～ 70,000 円</td><td>支払った保険料の合計額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td></td><td>70,001 円 ～</td><td>35,000円</td></tr></table> ※それぞれの保険料控除の適用限度額は35,000円、合計適用限度額は70,000円です。 (3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除 一般生命保険及び個人年金保険それぞれについて、下記の①と②を合計した額になります。 ①新契約で支払った保険料: 上記の(1)により計算した金額 ②旧契約で支払った保険料: 上記の(2)により計算した金額 ※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	一般の生命保険料	～ 12,000 円	支払った保険料の全額	介護医療保険料	12,001 円 ～ 32,000 円	支払った保険料の合計額×1/2+6,000円		32,001 円 ～ 56,000 円	支払った保険料の合計額×1/4+14,000円	個人年金保険料	56,001 円 ～	28,000 円	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	一般の生命保険料	～ 15,000 円	支払った保険料の全額	個人年金保険料	15,001 円 ～ 40,000 円	支払った保険料の合計額×1/2+7,500円		40,001 円 ～ 70,000 円	支払った保険料の合計額×1/4+17,500円		70,001 円 ～	35,000円																		
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																																															
一般の生命保険料	～ 12,000 円	支払った保険料の全額																																															
介護医療保険料	12,001 円 ～ 32,000 円	支払った保険料の合計額×1/2+6,000円																																															
	32,001 円 ～ 56,000 円	支払った保険料の合計額×1/4+14,000円																																															
個人年金保険料	56,001 円 ～	28,000 円																																															
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																																															
一般の生命保険料	～ 15,000 円	支払った保険料の全額																																															
個人年金保険料	15,001 円 ～ 40,000 円	支払った保険料の合計額×1/2+7,500円																																															
	40,001 円 ～ 70,000 円	支払った保険料の合計額×1/4+17,500円																																															
	70,001 円 ～	35,000円																																															
⑯地震保険料控除	令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有している居住用建物又は生活用動産を保険の目的とする地震保険契約の保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。 損害保険料控除は廃止となりましたが、経過措置として、平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険料控除として従前の長期損害保険料控除(限度額 10,000円)が適用されます。 <table><tr><th>支払った保険料の区分</th><th>支払った保険料の金額</th><th>保険料控除額</th></tr><tr><td>①長期損害保険契約に係るものだけの場合</td><td>～ 5,000 円</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td></td><td>5,001 円 ～ 15,000 円</td><td>支払った保険料の合計額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,001 円 ～</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>②地震保険契約に係るものだけの場合</td><td>～ 50,000 円</td><td>支払った保険料の合計額×1/2</td></tr><tr><td></td><td>50,001 円 ～</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td>③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合</td><td></td><td>長期損害保険契約に係る保険料: ①で求めた金額+地震保険契約に係る保険料: ②で求めた金額(限度額 25,000円)</td></tr></table> 長期損害保険契約…損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄をチェックしてください。 <table><tr><th>区 分</th><th>対 象</th><th>控除額</th></tr><tr><td>⑰ひとり親控除</td><td>婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ令和6年中の合計所得金額が500万円以下の単身者</td><td>30万円</td></tr><tr><td>⑱寡婦控除</td><td>上記以外の寡婦(扶養親族がいなく、または子以外の扶養親族がいる単身女性)で令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方</td><td>26万円</td></tr><tr><td>⑲勤労学生控除</td><td>一定の要件に該当する学校などの学生、生徒又は児童で、自己の勤労によらない所得が10万円以下であり、かつ令和6年中の合計所得金額が75万円以下の人</td><td>26万円</td></tr></table>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	①長期損害保険契約に係るものだけの場合	～ 5,000 円	支払った保険料の全額		5,001 円 ～ 15,000 円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円		15,001 円 ～	10,000 円	②地震保険契約に係るものだけの場合	～ 50,000 円	支払った保険料の合計額×1/2		50,001 円 ～	25,000 円	③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		長期損害保険契約に係る保険料: ①で求めた金額+地震保険契約に係る保険料: ②で求めた金額(限度額 25,000円)	区 分	対 象	控除額	⑰ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ令和6年中の合計所得金額が500万円以下の単身者	30万円	⑱寡婦控除	上記以外の寡婦(扶養親族がいなく、または子以外の扶養親族がいる単身女性)で令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方	26万円	⑲勤労学生控除	一定の要件に該当する学校などの学生、生徒又は児童で、自己の勤労によらない所得が10万円以下であり、かつ令和6年中の合計所得金額が75万円以下の人	26万円															
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																																															
①長期損害保険契約に係るものだけの場合	～ 5,000 円	支払った保険料の全額																																															
	5,001 円 ～ 15,000 円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円																																															
	15,001 円 ～	10,000 円																																															
②地震保険契約に係るものだけの場合	～ 50,000 円	支払った保険料の合計額×1/2																																															
	50,001 円 ～	25,000 円																																															
③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		長期損害保険契約に係る保険料: ①で求めた金額+地震保険契約に係る保険料: ②で求めた金額(限度額 25,000円)																																															
区 分	対 象	控除額																																															
⑰ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ令和6年中の合計所得金額が500万円以下の単身者	30万円																																															
⑱寡婦控除	上記以外の寡婦(扶養親族がいなく、または子以外の扶養親族がいる単身女性)で令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方	26万円																																															
⑲勤労学生控除	一定の要件に該当する学校などの学生、生徒又は児童で、自己の勤労によらない所得が10万円以下であり、かつ令和6年中の合計所得金額が75万円以下の人	26万円																																															
⑳障害者控除	あなた又は同一生計配偶者、扶養親族で障害者の人がある場合に、次の区分に応じて控除されます。 <table><tr><th>区 分</th><th>障害者</th><th>特別障害者</th><th>同居特別障害者</th></tr><tr><td>控除額</td><td>26万円</td><td>30万円</td><td>53万円</td></tr></table>	区 分	障害者	特別障害者	同居特別障害者	控除額	26万円	30万円	53万円																																								
区 分	障害者	特別障害者	同居特別障害者																																														
控除額	26万円	30万円	53万円																																														
㉑配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の合計所得が48万円以下の場合、次の区分に応じて控除されます。 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="4">納税義務者(申告される方)の合計所得</th></tr><tr><td></td><td>900万円以下</td><td>900万円超950万円以下</td><td>950万円超1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td>一般(70歳未満)の控除対象配偶者</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>0円</td></tr><tr><td>老人(70歳以上)の控除対象配偶者</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td>(控除は受けられません)</td></tr></table>	区 分	納税義務者(申告される方)の合計所得					900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	一般(70歳未満)の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円	老人(70歳以上)の控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	(控除は受けられません)																												
区 分	納税義務者(申告される方)の合計所得																																																
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超																																													
一般(70歳未満)の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円																																													
老人(70歳以上)の控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	(控除は受けられません)																																													
㉒配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得に応じて控除されます。 <table><tr><th>配偶者の合計所得</th><th colspan="4">納税義務者(申告される方)の合計所得</th></tr><tr><td></td><td>900万円以下</td><td>900万円超950万円以下</td><td>950万円超1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td>480,001 円 ～ 1,000,000 円</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="8">0円 (控除は受けられません)</td></tr><tr><td>1,000,001 円 ～ 1,050,000 円</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td></td></tr><tr><td>1,050,001 円 ～ 1,100,000 円</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>1,100,001 円 ～ 1,150,000 円</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>1,150,001 円 ～ 1,200,000 円</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>1,200,001 円 ～ 1,250,000 円</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>1,250,001 円 ～ 1,300,000 円</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>1,300,001 円 ～ 1,330,000 円</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>1,330,001 円 ～</td><td colspan="4">0円(控除は受けられません)</td></tr></table>	配偶者の合計所得	納税義務者(申告される方)の合計所得					900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	480,001 円 ～ 1,000,000 円	33万円	22万円	11万円	0円 (控除は受けられません)	1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31万円	21万円		1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26万円	18万円	9万円	1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21万円	14万円	7万円	1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16万円	11万円	6万円	1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11万円	8万円	4万円	1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6万円	4万円	2万円	1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3万円	2万円	1万円	1,330,001 円 ～	0円(控除は受けられません)			
配偶者の合計所得	納税義務者(申告される方)の合計所得																																																
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超																																													
480,001 円 ～ 1,000,000 円	33万円	22万円	11万円	0円 (控除は受けられません)																																													
1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31万円	21万円																																															
1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26万円	18万円	9万円																																														
1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21万円	14万円	7万円																																														
1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16万円	11万円	6万円																																														
1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11万円	8万円	4万円																																														
1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6万円	4万円	2万円																																														
1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3万円	2万円	1万円																																														
1,330,001 円 ～	0円(控除は受けられません)																																																
㉓扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族で令和6年中の合計所得が48万円以下であり、他の事業専従者となっていないと次の区分に応じて控除されます。16歳未満の扶養親族では控除はありませんが、非課税限度額の判定に必要となります。 <table><tr><th>区 分</th><th>控 除 額</th><th>区 分</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>年少扶養親族</td><td>16歳未満</td><td>なし</td><td>特定扶養親族</td><td>19歳～23歳未満</td><td>45万円</td></tr><tr><td>一般の扶養親族</td><td>16歳～19歳未満(70歳以上)</td><td>33万円</td><td>老人扶養親族</td><td>同居老親等以外</td><td>38万円</td></tr><tr><td></td><td>23歳～70歳未満</td><td></td><td>同居老親等</td><td></td><td>45万円</td></tr></table>	区 分	控 除 額	区 分	控 除 額	年少扶養親族	16歳未満	なし	特定扶養親族	19歳～23歳未満	45万円	一般の扶養親族	16歳～19歳未満(70歳以上)	33万円	老人扶養親族	同居老親等以外	38万円		23歳～70歳未満		同居老親等		45万円																										
区 分	控 除 額	区 分	控 除 額																																														
年少扶養親族	16歳未満	なし	特定扶養親族	19歳～23歳未満	45万円																																												
一般の扶養親族	16歳～19歳未満(70歳以上)	33万円	老人扶養親族	同居老親等以外	38万円																																												
	23歳～70歳未満		同居老親等		45万円																																												
※㉑～㉓のうち、国外居住者がいる場合	国外居住者の場合、「29歳以下の者及び70歳以上の者」に限って控除の対象になります。ただし、以下に該当する場合は「30歳以上69歳以下の者」も引き続き、控除の対象となります。 (ア)留学している者 (イ)障害者 (ウ)扶養主から生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	令和6年度からの取扱いになります。																																															

4. 申告書の書き方

申告期限は3月17日です

【申告書表面】

令和7年度(令和6年分) 市・県民税申告書		※処理欄	行政区・世帯番号	-
滑川市長あて 提出年月日: 年 月 日		宛名コード		
申告期限は3月17日です。	1月1日現在の住所	滑川市	フリガナ	明・大昭・平令
	現住所	(同上)	氏名	
	電話番号		個人番号	
			世帯主の氏名	続柄 屋号
3 所得から差し引かれる金額に関する事項				
社会保険料控除	源泉徴収票のとおり	円	※源泉徴収票に含まれていないものを記入してください。	
	国民健康保険	※		
	介護医療保険	※		
	後期高齢者医療保険	※		
	国民年金	※		
	() ※			
	合計	円		
	⑮生命保険料控除	新生命保険料の支払額 円 旧生命保険料の支払額 円		
	⑯地震保険料控除	地震保険料の計 円 旧長期損害保険料の計 円		
	⑰～⑲ひとり親・寡婦・勤労学生控除	⑰ひとり親控除 ⑱寡婦控除 ⑲勤労学生控除		
⑳障害者控除	1氏名 2氏名			
㉑～㉓配偶者・扶養控除	氏名 個人番号 続柄			
㉔雑損控除	1氏名 2氏名 3氏名			
㉕医療費控除	支払った医療費 円 保険金などで補てんされる金額 円			
5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市・県民税の納税方法				
給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)				

■ 1 収入金額等 ・ 2 所得金額

営業等	販売、製造、飲食、サービス等の営業、自由職業(外交員、作家、ホステス等)の事業をしている人は、収入金額(売上代金等)を「ア」に記入してください。「ア」の収入金額から必要経費(販売した商品や製品の原価、雇用費、修繕費等)を差し引いた金額を「①」に記入してください。																								
農業	農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる収入のあった人は、「イ」に記入してください。「イ」の収入金額から必要経費(小作料、賃借料、減価償却費、修繕費等)を差し引いた金額を「②」に記入してください。																								
不動産	地代(年貢)、家賃、貸間代等の収入のあった人は、「ウ」に記入してください。「ウ」の収入金額から必要経費(修繕費、固定資産税等)を差し引いた金額を「③」に記入してください。																								
利子	公社債や預金利子、公社債投資信託、貸付信託の分配金等の所得を記入してください。「エ」と「④」																								
配当	株式の配当所得や投資信託の分配金の所得について記入してください。「オ」と「⑤」																								
給与	給与、賞金及び賞与等の収入のあった人は、「カ」に記入してください。給与所得の計算表は次のとおりです。 <table><tr><th>給与収入金額「カ」</th><th>給与所得金額「⑥」</th></tr><tr><td>～ 550,999 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>551,000 円 ～ 1,618,999 円</td><td>給与収入金額－550,000円</td></tr><tr><td>1,619,000 円 ～ 1,619,999 円</td><td>1,069,000 円</td></tr><tr><td>1,620,000 円 ～ 1,621,999 円</td><td>1,070,000 円</td></tr><tr><td>1,622,000 円 ～ 1,623,999 円</td><td>1,072,000 円</td></tr><tr><td>1,624,000 円 ～ 1,627,999 円</td><td>1,074,000 円</td></tr><tr><td>1,628,000 円 ～ 1,799,999 円</td><td>給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.4+100,000円</td></tr><tr><td>1,800,000 円 ～ 3,599,999 円</td><td>給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.8－80,000円</td></tr><tr><td>3,600,000 円 ～ 6,599,999 円</td><td>給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×3.2－440,000円</td></tr><tr><td>6,600,000 円 ～ 8,499,999 円</td><td>給与収入金額×0.9－1,100,000円</td></tr><tr><td>8,500,000 円 ～</td><td>給与収入金額－1,950,000円</td></tr></table>	給与収入金額「カ」	給与所得金額「⑥」	～ 550,999 円	0 円	551,000 円 ～ 1,618,999 円	給与収入金額－550,000円	1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.4+100,000円	1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.8－80,000円	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×3.2－440,000円	6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	給与収入金額×0.9－1,100,000円	8,500,000 円 ～	給与収入金額－1,950,000円
給与収入金額「カ」	給与所得金額「⑥」																								
～ 550,999 円	0 円																								
551,000 円 ～ 1,618,999 円	給与収入金額－550,000円																								
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円																								
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円																								
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円																								
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円																								
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.4+100,000円																								
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.8－80,000円																								
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×3.2－440,000円																								
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	給与収入金額×0.9－1,100,000円																								
8,500,000 円 ～	給与収入金額－1,950,000円																								
所得金額調整控除	次の(1)もしくは(2)のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得の金額から控除します。 (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、以下のアからウのいずれかに該当 ア 本人が特別障害者 イ 年齢23歳未満の扶養親族(★)を有する ウ 特別障害者である同一生計配偶者(★)または扶養親族(★)を有する 控除額＝(給与等の収入金額(上限 1,000万円)－850万円)×10% (2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額の両方がある者で、その合計額が10万円を超える 控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)－10万円																								
公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金等の収入の合計額を「キ」に記入してください。公的年金に係る雑所得の計算表は次のとおりです。 ・65歳未満(昭和35年1月2日以後に生まれた人) <table><tr><th>公的年金等の収入金額「キ」</th><th>公的年金等の雑所得金額「⑦」</th></tr><tr><td>～ 1,300,000 円</td><td>公的年金等の収入金額－600,000円</td></tr><tr><td>1,300,001 円 ～ 4,100,000 円</td><td>公的年金等の収入金額×0.75－275,000円</td></tr><tr><td>4,100,001 円 ～ 7,700,000 円</td><td>公的年金等の収入金額×0.85－685,000円</td></tr><tr><td>7,700,001 円 ～ 10,000,000 円</td><td>公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円</td></tr><tr><td>10,000,001 円 ～</td><td>公的年金等の収入金額－1,955,000円</td></tr></table> ・65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた人) <table><tr><th>公的年金等の収入金額「キ」</th><th>公的年金等の雑所得金額「⑦」</th></tr><tr><td>～ 3,300,000 円</td><td>公的年金等の収入金額－1,100,000円</td></tr><tr><td>3,300,001 円 ～ 4,100,000 円</td><td>公的年金等の収入金額×0.75－275,000円</td></tr><tr><td>4,100,001 円 ～ 7,700,000 円</td><td>公的年金等の収入金額×0.85－685,000円</td></tr><tr><td>7,700,001 円 ～ 10,000,000 円</td><td>公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円</td></tr><tr><td>10,000,001 円 ～</td><td>公的年金等の収入金額－1,955,000円</td></tr></table> ※上記の計算表は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(★)が1,000万円以下の場合です。1,000万円を超え2,000万円以下である場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円がそれぞれ⑦に上乗せされます。	公的年金等の収入金額「キ」	公的年金等の雑所得金額「⑦」	～ 1,300,000 円	公的年金等の収入金額－600,000円	1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	公的年金等の収入金額×0.75－275,000円	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	公的年金等の収入金額×0.85－685,000円	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円	10,000,001 円 ～	公的年金等の収入金額－1,955,000円	公的年金等の収入金額「キ」	公的年金等の雑所得金額「⑦」	～ 3,300,000 円	公的年金等の収入金額－1,100,000円	3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	公的年金等の収入金額×0.75－275,000円	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	公的年金等の収入金額×0.85－685,000円	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円	10,000,001 円 ～	公的年金等の収入金額－1,955,000円
公的年金等の収入金額「キ」	公的年金等の雑所得金額「⑦」																								
～ 1,300,000 円	公的年金等の収入金額－600,000円																								
1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	公的年金等の収入金額×0.75－275,000円																								
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	公的年金等の収入金額×0.85－685,000円																								
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円																								
10,000,001 円 ～	公的年金等の収入金額－1,955,000円																								
公的年金等の収入金額「キ」	公的年金等の雑所得金額「⑦」																								
～ 3,300,000 円	公的年金等の収入金額－1,100,000円																								
3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	公的年金等の収入金額×0.75－275,000円																								
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	公的年金等の収入金額×0.85－685,000円																								
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円																								
10,000,001 円 ～	公的年金等の収入金額－1,955,000円																								
業務・その他	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものを「ク」に、それ以外のものは「コ」、それ以上は「サ」に記入してください。「コ」は収入金額から経費(取得費、譲渡費用等)及び50万円特別控除を差し引いた金額を、「サ」はそこからさらに2分の1した金額を「⑧」に記入してください。「シ」の収入金額から経費及び50万円特別控除を差し引いて、さらに2分の1した金額を上記総合譲渡の所得金額に合算して「⑨」に記入してください。																								
総合譲渡	土地建物等及び株式等以外の資産を譲渡した人(土地建物等及び株式等の資産の譲渡をした人は分離課税での申告となります。)で所有期間が5年以内のものは「コ」、それ以上は「サ」に記入してください。「コ」は収入金額から経費(取得費、譲渡費用等)及び50万円特別控除を差し引いた金額を、「サ」はそこからさらに2分の1した金額を「⑩」に記入してください。																								
一時	賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金の収入のあった人は、「シ」に記入してください。「シ」の収入金額から経費及び50万円特別控除を差し引いて、さらに2分の1した金額を上記総合譲渡の所得金額に合算して「⑩」に記入してください。																								

(★)公的年金等控除額の所得判定や、所得調整控除の同一生計配偶者及び扶養親族の所得判定の基礎となる合計所得金額には、退職所得は含まれません。